

整理番号 61

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	駐車場賃借料 (7 年 10 月分)		
年月日	7年10月1日~	7年10月31日	金額 10,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

【 領 収 証 】

2025 年 9 月 16 日

桜井勝郎事務所 様

金額

¥10,000

但 駅西ガレージNo.5駐車料として 2025.10月分

内訳 駐車料(税抜) ¥9,091
消費税10% ¥909

印紙

株式会社ティーオーケイ
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel (0547) 37-1333
(登録番号T1-0800-0101-3190)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	10,000 円	/	10,000 円
		100 %	

整理番号	62
------	----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (7年 10月分)		
年月日	7年10月 1日~ 7年10月31日	金額	50,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,000 円	100%	50,000 円

領 収 書

静岡県議会議員 桜井勝郎 様

¥ 50,000円 (うち消費税及び地方消費税 4,545円)

入金日令和7年10月17日 上記正に領収いたしました。

(ただし、令和7年10月分事務所使用料として)

令和7年10月17日

島田市日之出町4-1

島田商工会議所会館内5階

協同組合静岡文化振興会

理事長 矢 澤 雅 則



支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 (ラジオ放送料)		
年月日	7年10月1日~	7年10月31日	金額 60,500 円

目的	県政の啓蒙活動
使途	令和 7年10月分ラジオ放送料
政務活動・ 県政との 関連性	県政の最新情報の発信

《領収書貼付枠》

領収証 桜井勝郎 様 No. _____

金額 60,500-

内訳
 現金 但 10月分コート料
 小切手 R. 7年10月21日 上記正に領収いたしました
 手形

消費税額等(1%) 6,500円

登録番号 T4080001014459
 静岡県島田市中心5番の1
 株式会社FM島田
 代表取締役 中根弘貴



コクヨ ウケ-92

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	60,500 円	100%	60,500 円

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
3 07-10-22	BF	*104,280	静銀リース		
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

※記号の説明
 AA, AF ……入金
 FA, FF ……繰込
 C0, 1, 2, 3, 4 ……他店券入金
 TF, TO ……取立
 BA, BF ……支払

(上記最終差引残高前通帳へ繰越)
 ※他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 ※なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 ※「カリキョウ」と印字された為替引は別の記帳です。他日、記帳されていない為替引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。

104,280円の内訳

自動車リース 77000円内/3 38500円
 コピー機リース 27,280円

整理番号	65
------	----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	7年10月29日～	7年11月28日	金額 38,500 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 通帳の写しを整理番号 64 に添付する	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	77,000 円	1/2	38,500 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	7年10月31日～	年月日	金額 3,850 円


目的	資料等のコピー
使途	7年 10月請求コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動、県政関連資料などの作成
《領収書貼付枠》	

領収証

桜井勝郎事務所 様

R7年10月31日

No. 005770

金額	43850	
<input type="checkbox"/> コピー料 <input type="checkbox"/> 飲食料品等(軽減税率対象)	上記正に領収いたしました 文具・事務機器・オフィス家具	
内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 10%(税込・税抜)金額 消費税額等 現金・小切手・()	株式会社 サワムラ事務器 〒427-0006 島田市阿知ヶ谷297-6 TEL <0547> 35-6344 FAX <0547> 36-1936 登録番号 T1080001014206	係 

HISAGO #N1779(50)別 J646135

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動にかか るものである	3,850 円	100%	3,850 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用 (令和 7年 10月分)		
年月日	7年10月1日~	7年10月31日	金額 183,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書 令和7年 10月

氏名	給与	手当		支給額合計	控除		支給額	受領印
██████████	43,000			43,000			43,000	██████████
██████████	50,000			50,000			50,000	
██████████	30,000			30,000			30,000	
██████████	30,000			30,000			30,000	
██████████	30,000			30,000			30,000	
合計	183,000			183,000			183,000	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	183,000 円	100%	183,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話使用料 (令和 7年 10月分)		
年月日	7年10月 3/日~	年 月 日	金額 19,847 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2025年10月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥9,975-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 25.10.31</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2025年10月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥9,872-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 25.10.31</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
--	--

案分の理由 すべて政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	19,847 円	100%	19,847 円



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年10月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ [REDACTED]		9月分	
◇NTT西日本ご利用分			
5,001	4,180	回線使用料(基本料)(事務用) 8月1日~8月31日	合算
	300	i-ナンバー(2番号)使用料 8月1日~8月31日	合算
	59	INS通話料 8月1日~8月31日	合算
	8	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	454	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
5,001	5,001		
		10月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,974	4,180	回線使用料(基本料)(事務用) 9月1日~9月30日	合算
	300	i-ナンバー(2番号)使用料 9月1日~9月30日	合算
	34	INS通話料 9月1日~9月30日	合算
	8	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	452	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
4,974	4,974		
◇合計		合計	
9,975	9,975	2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています

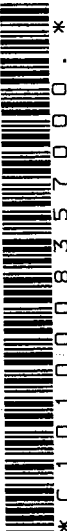
ユニバーサルサービス料について

請求書 (西日本ご利用分)

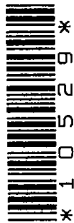
427-0029
島田市日之出町4-1

郵便区内特別

島田商工会議所会館 5階
桜井勝郎事務所 様



025102101042076649



10587

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年10月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜10F
社用コード M20021221001 10587 10529 00 E
61 001000 1 0 25100310E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2025年10月ご請求分	9,975円	2025年10月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 9,975円 うち消費税等 906円
ご請求額合計 9,975円

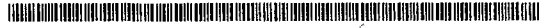
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト (<http://flets-w.com/wari/>) でご確認ください。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年10月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ [REDACTED]		9月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,936	4,180	回線使用料(基本料)(事務用) 8月1日~8月31日	合算
	300	i-ナンバー(2番号)使用料 8月1日~8月31日	合算
	8	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	448	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
4,936	4,936		
◇NTT西日本ご利用分		10月分	
4,936	4,180	回線使用料(基本料)(事務用) 9月1日~9月30日	合算
	300	i-ナンバー(2番号)使用料 9月1日~9月30日	合算
	8	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	448	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
4,936	4,936		
◇合計		合計	
9,872	9,872	2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。 ***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバー

請求書 (西日本ご利用分)

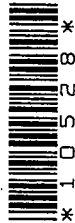
427-0029
島田市日之出町4-1

郵便区内特別

島田商工会議所会館 5階
桜井勝郎事務所 様



025102101042114507



10586

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年10月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜10F
社用コード M20021221001 10586 10528 00 E
61 001000 1 0 25100310E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[Redacted]	2025年10月ご請求分	9,872円	2025年10月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 9,872円 うち消費税等 897円

ご請求額合計 9,872円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト (<http://flets-w.com/wari/>) でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。